

# 青森労働局からのお知らせ

令和5年1月6日

## オンラインによる求人申込みのご案内

厚生労働省では、政府の行政手続きオンライン化の方針に基づき、ハローワークインターネットサービス（以下「H W I S」という。）機能を拡充し、オンラインサービスを充実させることにより求人者・求職者の利便性向上に取り組んでいます。

例えば、ハローワークへ求人申込みを行う際、H W I Sサイトで「求人者マイページ」を開設することで、

- ハローワークへの来所を要せず、オンラインで求人申込みが可能
  - 過去に提出した求人データを活用（転用）した求人提出も可能
  - オンライン上で求人に対する応募者の確認や選考結果登録も可能
- となる等、利用者の利便性向上や効率的な採用活動の実施が可能となります。

求人申込み手続きの際には、求人者マイページを活用したオンライン手続きを是非ご利用ください。

なお、求人者マイページの開設やオンラインによる求人申込みに関することでご不明な点などがありましたら、最寄りのハローワークへご相談ください。

○ハローワークインターネットサービス（事業主の方へのサービス）

URL はこちら

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent\\_top.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_top.html)

お問い合わせ先：職業安定部職業安定課 <電話番号> 017-721-2000

又は最寄りのハローワーク

[ハローワークの所在地・連絡先]

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hw/hellow.html#hw>

関係資料：リーフレット（別添1）

## 人材開発支援助成金

### 「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」のご案内

事業主等が雇用する労働者に職務に関連した訓練計画に沿って訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金という助成制度があり、令和4年4月に「人への投資促進コース」が創設されました。

当該コースには「IT分野未経験者の即戦力化のための訓練」「デジタル分野など高度人材の育成のための訓練」「定額制の研修サービスによる訓練」など、企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主に対する助成メニューや、「労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する」「働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する」など、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主に対する助成メニューがあります。なお、令和4年12月に制度見直しにより助成率が上がりました。

また、令和4年12月から、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成や、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主に対する助成として「事業展開等リスクリング支援コース」が創設されました。

詳しくは、厚生労働省の人材開発支援助成金のページをご覧ください。

URLはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号>017-721-2003

関係資料：リーフレット（別添2～4）

## 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況

### ～女性の活躍推進や子育てサポートに積極的な企業～

青森労働局は、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和4年度（11月末時点）に6企業を認定しました。青森県内で初となるプラチナえるぼし認定企業が誕生し、えるぼし認定企業は12社、プラチナくるみん認定企業は4社、くるみん認定企業は36社となりました。

認定制度や各認定企業の取組について、詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

URLはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 <電話番号>017-734-4211

関係資料：リーフレット（別添5）